

第 6 5 号議案

東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 東大和市特別職職員の給与等に関する条例（昭和52年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号中「100分の220」を「100分の225」に改め、同号を同項第2号とする。

第2条 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の220」を「100分の222.5」に改め、同項第2号中「100分の225」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年6月1日から施行する。